

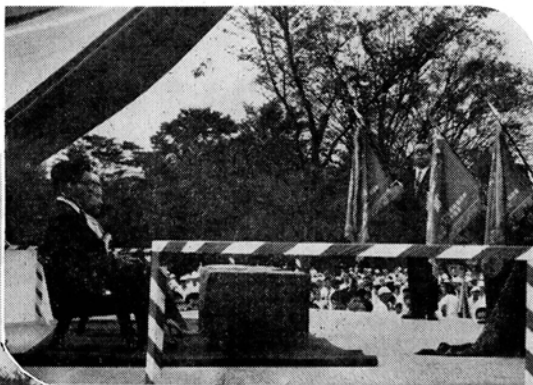


# 区のおしらせ

No. 231

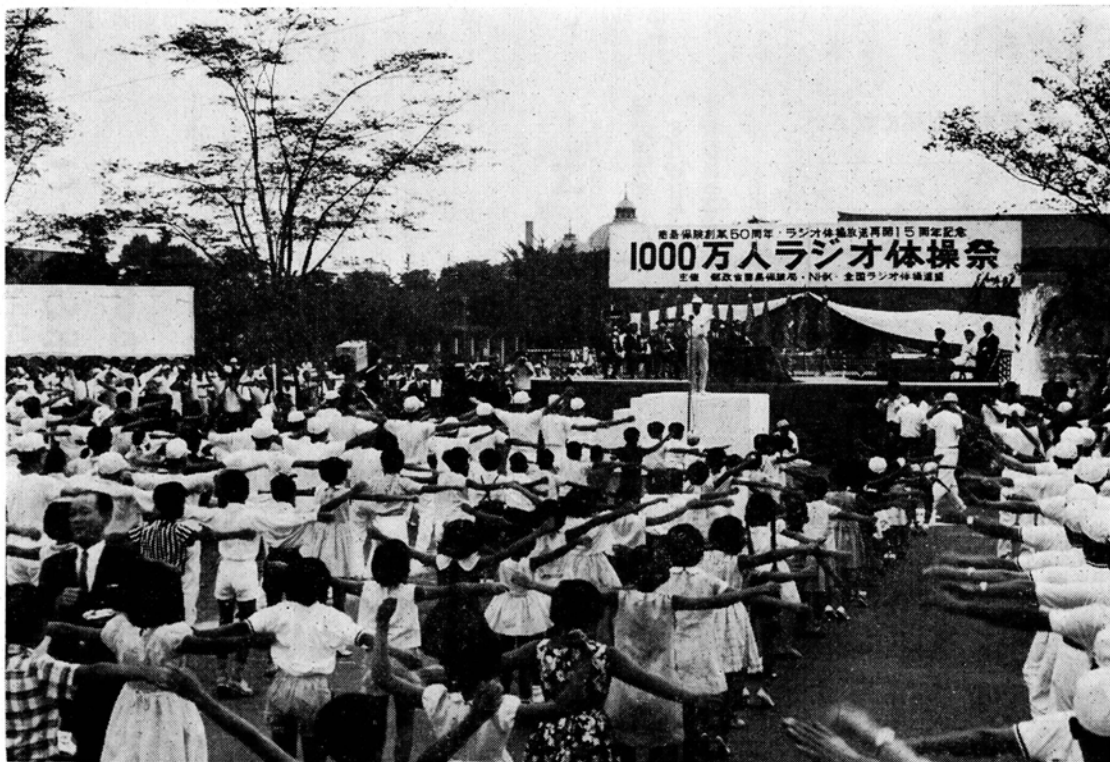
千代田区がラジオ体操優良団体で表彰される

一千万人のラジオ体操祭  
常陸宮殿下妃殿下をお迎えして



写真

- (上) 優良団体旗をもつ遠山区長
- (中) 被表彰者を代表してお礼のことばをのべる遠山区長
- (下) 元気よく体操する参加者



(三二〇〇〇部印刷全世帯配布)

# 敬老の日にちなみ

## 敬老会や入浴などのサービス

区では、9月15日の敬老の日にちなみ、恒例の千代田区敬老会や入浴、マッサージの無料サービスをつぎのとおり行ないます。

### ■敬老会

日時 9月16日 午後1時から午後3時50分まで(予定)

場所 九段会館

内容

▽式典

あいさつ 遠山区長

記念品贈呈

祝辞 議長、小学生

花束贈呈

▽演芸

俗曲漫談

映画 ほか

■入浴、マッサージ無料サービス

区内居住の七十才以上の高令者

を対象とし、つぎのように行ないます。

日時および区域

9月19日 神保町、神田公園

万世橋各出張所管内

9月20日 番町、富士見町、和泉橋各出張所管内

時間はいずれも、午前10時から午後4時まで

場所 九段温泉

なお二日間とも漫才、民謡、浪曲などの演芸が午前11時と午後1時の二回行なわれます。

また、9月15日の敬老の日には、区内全浴場が組合のご協力により、七十才以上のおとしりのかたがたに、入浴無料サービスをすることにしました。(サービス券は、敬老会の招待状に同封してあります)

### ■敬老金と敬老バッジ

高令者に対し、都知事が敬老の意を表し、その福祉の増進を図るためつぎのように支給します

金額 二千元、敬老バッジ

資格 七十五才以上の人(明治24年1月1日以前に生まれ

た人)で、昭和38年1月1日以前から引続き都内に住んでいて、住民登録をしている人

期間 9月15日から18日の間

方法 期間内に民生委員および町会長が訪問してお渡しします。

### 消防団にヘルメット

消防団のヘルメットが8月29日遠山区長から区内三消防団長にわたされました。

これは、消防団が火事場で消火作業中、頭上からものが落ちてきやすいが、防備するものがない、早くヘルメットを作ってほしいと要望が出されたので、区が他区に先がけて作ったものです。

ヘルメットは、ポリエステル製で非常に軽く、色が薄いみどり色で

明るい色です。麴町消防団に百三十個、丸ノ内消防団に百個、神田消防団に百五十個、計三百八十個が渡されました。

## 「ことしの千代田まつり」は

### 10月8日から10月12日まで

毎年かずかずの催物でにぎわう恒例の「千代田まつり」は、今年で第四回目をむかえ、10月8日から12日までの五日間行なわれます。

この期間中の行事としてつぎのものが予定されています。

▽区民体育大会

▽音楽隊パレード

▽区民囲碁大会

▽皇居参観と説明会

▽民謡のつどい

▽植木市

▽菊花大会

なお、行事のくわしいことは、決まりしだい、おしらせします。

## 区議会

議会運営委員会

8月19日午前11時から議長室

文教委員会協議会

議員控室で

9月1日午後3時30分から第一

千代田区議会議員待遇者会仙石荘

視察について

8月28日午前11時30分出発

本区仙石荘を視察しました。

## 第四回区民体育大会は

### 10月9日(日)午前9時～午後3時

#### 外濠公園総合グラウンドで

ご家族そろってご参加ください

### 仙石荘をご利用ください

日(曜)	申込み 人数	日(曜)	申込み 人数
10(土)	満員	21(水)	18
11(日)	"	22(木)	16
12(月)	32	23(金)	満員
13(火)	25	24(土)	12
14(水)	19	25(日)	24
15(木)	24	26(月)	24
16(金)	休館	27(火)	休館
17(土)	満員	28(水)	"
18(日)	"	29(木)	"
19(月)	30	30(金)	61
20(火)	18		

区民相談シリーズ (1)

法律のことと商売のことなど 専門的な相談は専門相談を

区では、区民のみなさんの意見や要望について、また日常生活でお困りのことについて、ご相談に応じています。法律上の問題、店舗の経営、身の上のことなどの専門の相談については、それぞれ専門相談の窓口を設けてあります。本号から四回にわけて、相談窓口について説明をしましょう。

法律相談

この相談は、借地借家、金銭の貸借、相続など法律上のことでわからないこと、お困りのことについての相談をします。

▽相談日 毎週水曜日午後1時から4時(但し、第五水曜日はありません)

▽相談担当

相談のお相手は、次の弁護士の先生です。(敬称略)

- 田島亮治、村中清市
久々湊与一郎、松本幸正
池田 一、広田正作

- 杉田伊三郎、村松周一郎
齋藤岩次郎、堀場直一
工精二、鈴木圭一郎

▽相談場所

区役所四階区民相談室

商工相談

この相談は、主に事業をしている

方に対して、税務、計理、経営、または特許などに関する相談をします。帳簿記入の方法、店舗の改装などもお気軽にご相談ください。

▽相談日

税務、計理II毎週木曜日
経営II第三火曜日

特許II第一火曜日

時間は、それぞれ午後1時から午後4時まで

▽相談担当

次の税理士、弁理士、経営士の先生方です。(敬称略)

- 税理士II 福島敬三、渡辺英雄
城生虎夫、齋藤 茂
弁理士II 小橋一男
経営士II 千葉 盛

▽相談場所

区役所四階区民相談室

人権の上相談

人権侵害について身の上相談をします。

▽相談日

第二火曜日午後1時から3時

▽相談担当

法務省から委嘱された次の八名の人権擁護委員のかたがたです(敬称略)

- 村松周一郎、藤之木伊代
岡村長徳、溝口喜文
持田光太郎、五十嵐惣一
藤村ヤエ、帆刈 弘

▽相談場所

区役所四階区民相談室

「災害対策シリーズ」(3)

地震

昔から、地震、雷、火事………とか言います。台風などは来襲が予知できますが、地震や、火事は不意に起るものです。

それだけに、日ごろの注意や、備えが大切だと思います。今号では、地震をとりあげてみました。

地震が起きたとき

(1)大きな地震が起ったら、あわてて逃げたりせず、まず丈夫な家具などに身を寄せてから、あとの行動を考えること。

行政相談 国でやっていること、公団、公社、公庫などの苦情について相談をします。

▽相談日

第一月曜日午後1時から3時

▽相談担当

行政管理局から委嘱された行政相談員がお相手します(敬称略)

▽相談場所

区役所四階区民相談室

- 吉田聖一(平河町二一七)
(201) 九八五六
田中友一(外神田二一二十九)
(255) 二五五一

(3)

木造家屋の二階は、一階よりも危険は少ないので、無理に降りたりしないこと。家の中では、柱の多いところが、比較的安全です。

(2)屋根瓦や、窓ガラスの破片など、頭上への落下物が多いのであわてて外に出ることは危険です。逃げるときには、フトンなどをかぶり、ハゲシでは、とび出さないこと。

(3)せまい路地や、ヘイのわきは家が倒れてきたり、ヘイがくずれたりしてケガをする危険があります。特に、ブロックヘイは危

険なので注意すること。

(4)地震を感じたら、何をおいても、火の始末をすること。水道が止まり、消火できなくなつた場合、大火となる恐れが多いからです。地震そのものの被害よりも、火事による被害の方が多と言われます。

(5)地震は、普通はげしい上下動から始まり、震動は、だいたい一分前後続きます。ですから一分過ぎたら、直接の危険は過ぎたと考えてよいでしょう。

(6)混乱に乗じて、ひとびとを不安にするようなデマが飛ぶことがあるので十分注意すること。携帯ラジオなどで、確実な情報を知り、行動すること。

(7)大地震のときは、上・下水道が破かいされたり、電気、ガスがとまったり、交通、通信の障害が生じたりして、いろいろな混乱や、不便が起ります。混乱をさけるために、各人の理性ある行動が、のぞまれます。

(8)不意の災害には、何といても日ごろの用意が大切です。

携帯ラジオ、懐中電灯、ローソク、飲み水、消火用水、これらのものは、いつもきまつた場所におき、非常袋で、すぐ持ち出せるようにしておくことです。



### 老人健康診査

区では、老人の健康を守るため、老人福祉法に基づき、次のとおり健康診査を行います。

どうぞ、ご近所の方とおさそいあわせの上、お出かけください。

対象者  
区内に住んでいて、明治34年4月1日以前に生まれたひと（ただし、社会福祉施設に収容されている方と、現在治療中のひとは除きます）

診査日  
9月12日・9月17日

場所  
玄関に「老人健康診査会場」の標示がしてある医院

費用  
無料

診査種別  
(1) 一般診査 (2) 精密診査  
一般診査の結果、はつきりし

た診査が得られなかった場合に精密診査を行なう  
受診方法  
受診をするとき、区役所から送られた通知状と健康保険証を医師に見せてください。

バイクにも保険  
10月1日から強制加入に

このほど自動車損害賠償保障法の一部が改正になり、原動機付自転車（モーターバイク一二五cc以下）も、自動車損害賠償責任保険に加入しなければ運転することができなくなります。

なお、8月1日から9月30日までは任意加入ですが、10月1日からは、必ずはいらなければならなりません。

私道調査にご協力を  
区では、41年9月1日から10月15日までの間、区内の私道調査を行います。みなさんのご協力をお願いいたします。

9月の秋のこども会  
9・12日 芳林児童遊園  
13・19日 淡路公園  
20・21日 三崎町児童遊園  
22・26日 東郷公園

27・28日 佐久間公園  
29・30日 錦町児童遊園  
時間はそれぞれ午後2時から

秋季バレーボール大会  
とき 10月2日午前9時  
ところ 武蔵野市営コート

参加資格 区内に住んでいるが勤めていないひとで編成するチーム

種目 一般の部 男子・女子  
高校の部 男子・女子  
会費 無料  
申込み 9月10日までに区教委  
会教育課体育係へ申し込んでください。

相撲選手権大会  
千代田区相撲選手権大会が、8月25日午後6時30分から、西神田公園で開かれました。

各地区の予選をへたひとたちとあつて、けい古量十分を思わせるように黒びかりしたみごとな体を、相手目がけて、おたがいはげしくぶつかり合い「つき」「おし」など力相撲を演じました。

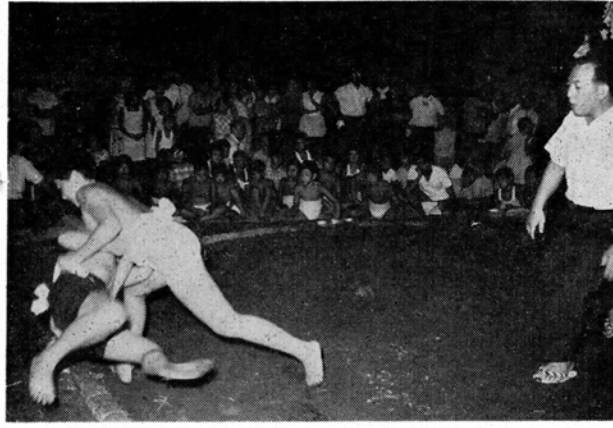
結果は次のとおり  
〔小学生の部〕神保町三丁目  
〔中学生の部〕外神田地区  
〔青年の部〕神保町三丁目  
〔一般個人〕工藤則康（外神田地区）

および区内の高校チームで、千代田区バレーボール連盟加盟チーム  
申込み 9月10日までに区教委  
会教育課体育係へ申し込んでください。

### けい古量十分な体をぶつけあう

### 相撲選手権大会

〔写真は「なげ」が決まった瞬間〕



### 区民のつば

### 「選挙人名簿の登録について」

問 今年4月に千葉県S町に家を建て、家族はそこに住んでいて、私は、仕事の関係で神田の店に従業員と共に起居しており、休日には、妻子のいるS町に帰ります。

答 あなたは現在当区の選挙人名簿に登録されていますが、家族と別居して、休日等に妻子のもとに帰るといふような人の場合は、原則として妻子のもとにあるとされています。ただし、つぎの事項に三つ以上あてはまるひとは、本人のいるところが住所とみなされます。

- (1) 本人のいるところで社交、儀礼を主として行なっている
- (2) 本人のいるところに主な資産、家財がある。
- (3) 本人のいるところに住民登録がしてある。
- (4) 本人のいるところで住民税を納めている。